


# ヘイトスピーチってなに？

パネル展  
ヘイトスピーチってなに？

在日コリアンの人々に対するヘイトスピーチは、日本における大きな社会問題の一つです。2016年6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が公布・施行され、また、大阪市や川崎市でも、ヘイトスピーチの抑止を目的とした条例やガイドラインを独自に制定するなど対策がおこなわれてはいますが、差別や憎悪を煽るヘイトデモやインターネット上での投稿は今も後を絶ちません。

当パネル展では、ヘイトスピーチの差別性や問題性、現状や課題などについてQ&A形式にて紹介しています。すべての人の人権が尊重される社会の実現のために「何が必要か」「自分に何ができるか」について考える機会になれば幸いです。




パネル製作：（一財）よななこ人権文化まちづくり協会  
参考資料：あなたと私とヘイトスピーチと（のりこネットワーク監修）

Q A ヘイトスピーチってなんですか？

定義は様々ですが、主に人種、国籍、民族、宗教、性的指向など、ある属性を有するマイノリティの人々に対して暴力や差別行為を煽動するようなヘイト（憎悪・嫌悪）に基づく偏見的表現をおこなうことをいいます。

デモ行進や街頭演説の他、インターネットへの書き込み、差別意識や憎悪を煽る絵や映像の公開など表現行為全般が含まれます。

日本では、レイシスト（差別主義者）による在日コリアンの人々を対象としたヘイトデモが有名です。このようなデモは2009年頃からはじまり、2013年以降、急速に増加してきました。




ヘイトデモの様子(2017年 大阪市)  
撮影：（一財）よななこ人権文化まちづくり協会

Q A カウンターデモってなんですか？  
ヘイトデモと何が違うのですか？

「カウンターデモ」とは、ヘイトデモに対する抗議行動のことで、ヘイトスピーチに反対する人々や団体によっておこなわれています。

レイシストの差別的な主張に対して、「民族差別はやめよう」「仲よくしよう」といった主張で対抗するなど、同じデモでもその性質は全く違います。

海外のようにヘイトスピーチを直接規制したり処罰する法律がない日本で、このような抗議行動をおこなうことはマイノリティ救済のための手段なのです。これは憲法で保障されている社会的権利でもあります。




ヘイトデモに抗議するカウンターデモの様子(2016年 大阪市)  
撮影：（一財）よななこ人権文化まちづくり協会

Q A ヘイトスピーチの何が問題なんですか？

社会に差別意識をばら撒くと同時に、標的にされたマイノリティにとって、自らのアイデンティティや人間の尊厳を否定されたり、日常が壊されていくような感覚を与え、さらには生命の危険をも予感させるほど深刻なものだからです。

ヘイトデモでは「在日韓国・朝鮮人を殺せ」「日本から叩き出せ」などと呼ばれていますが、例えばそれが個人に向けて放たれた言葉でなくても、その言葉は間違いなく当事者一人ひとりの心をえぐっていきます。


当事者にとっては名指して脅迫を受けているに等しい行為なのです。



Q A ヘイトスピーチ解消法ってなんですか？

日本に居住している外国籍住民やその子孫に対して差別意識を助長・誘発したり、地域社会からの排除を煽動するような言動（ヘイトスピーチ）の解消に向けて国や地方自治体が教育や啓発に取り組んでいくことを定めた法律です。2016年6月3日に施行されました。

この法律は理念法であるため、規制や罰則についての規定はありませんが、在日外国人に対する「差別的言動」が被害者への多大な苦痛と地域社会に深刻な亀裂を生じさせていること、その解消が「喫緊の課題」であることを国が認めるとともに「差別的言動は許されない」ということが国の基本方針として明確にされています。




法務省人権擁護局HPより

Q A ヘイトスピーチがいくら差別的でも、表現の自由の範囲内ではないですか？

「表現の自由」は、憲法で保障されている我々にとって大切な権利です。しかし、表現の自由があるからといって差別やヘイトスピーチが許されるわけではありません。欧州などでは表現の自由を保障する一方で、ヘイトスピーチについては厳しく規制している国もたくさんあります。

日本でも法務省が「人権を侵害するヘイトスピーチは表現の自由として守られる対象にはならない」という見解を示しており、また、2009年に京都の朝鮮学校がレイシストに襲撃された事件の裁判では、ヘイトスピーチと表現の自由の関係について争われましたが、大阪高裁は「発言や表現が侮辱的かつ卑俗的に在日朝鮮人の民族的出自を貶める内容であり、表現の自由によって保護される範囲を超えている」といった判断を下し、最高裁もそれを支持する判決を出しています。



Q A 「在日特権」って何ですか？

ヘイトデモでは、「在日特権」と称して「在日韓国・朝鮮人は生活保護を簡単に受給できる」「税金を納めなくて良い」といったことが主張されていますが、これらは悪質なデマであり「在日特権」など存在しません。しかし、こうした情報はヘイトデモだけでなく、インターネットからも拡散されており、多くの人に信じ込まれています。

インターネットは便利なツールですが、誤った情報や悪意・先入観を持って書かれた情報もたくさんあります。このような情報にまどわされないためには、何が正しくて何が間違っているのかを見極める力をつけていくことが大切です。



このような特権は存在しません  
全くのデタラメです！

Q A ヘイトスピーチなんて放置しておけば、  
そのうち収まるのではないのでしょうか？

第二次世界大戦時のドイツでは、ナチスの政策によって多くのユダヤ人が虐殺され、日本でも1923年の関東大震災の際、「朝鮮人が井戸に毒を入れた」というデマを信じた人々によって、多くの朝鮮人や中国人が虐殺されました。こうした虐殺行為(ジェノサイド)は、マイノリティへの差別意識が社会の土台にあって、それが段々とエスカレートしていった結果、起こったものです。

今の日本では、「ヘイト暴力のピラミッド」の「暴力行為」に属するものやそれに近いものも増えてきています。ヘイトスピーチを放置しておく、収まるどころか益々悪化していき、多くの命が奪われた過去の歴史を繰り返すことにつながります。



出典：Brian Levin編 Anti-Defamation League

Q A ヘイトスピーチの解消に向けて、  
私たちにできることはありますか？

ヘイトスピーチ解消法が施行されて以降、自治体によってはヘイトスピーチを目的とした公共施設や公園利用を許可しないといった動きなどが見られるようになり、ヘイトデモの件数も減少してきています。また、大阪市では2016年7月にヘイトスピーチの抑止を目的とした条例が全国で初めて施行され、川崎市でもヘイトスピーチ事前規制のためのガイドラインが策定されました。また、名古屋市、神戸市などでも、現在、条例の施行に向けての準備が進められています。

今後、法律や条例に実効性を持たせ、より効果的にヘイトスピーチを規制していくには、監視や抗議、行政機関への働きかけなど、私たち1人ひとりの力でヘイトスピーチを含めたあらゆる差別を許さない社会にしてい

く必要があります。

全ての人の人権が尊重される社会の実現をめざして  
これからも共にならばりましょう！

